

## 騒音・振動規制区域の変更について（関係資料）

## ・用途地域と区域の区分の関係（騒音：全体）

指定地域の区域の区分	都市計画法に基づく用途地域	区域の概要
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域（江別市無し） ※第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域のうち、中高層の住宅が一団地として建設されている地区等専用住宅が集約している地区については、第1種区域として定めることを妨げない。	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 <b>第1種住居地域</b> 第2種住居地域 準住居地域	<b>住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域</b>
第3種区域	近隣商業地域 <b>商業地域</b> 準工業地域	<b>住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域</b>
第4種区域	工業地域	主として、工業の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

※区分ごとの用途地域は、昭和46年環大特6号「騒音規制法の一部を改正する法律の施行について」に基づく。なお、工業専用地域については指定地域にしないものとする。

※区域の概要に関する内容は、昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号に基づく。

## ・特定工場等において発生する騒音の規制基準（全体）

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前8時から 午後7時まで	午前6時から 午前8時まで 午後7時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
<b>第2種区域</b>	<b>55デシベル</b>	<b>45デシベル</b>	<b>40デシベル</b>
<b>第3種区域</b>	<b>65デシベル</b>	<b>55デシベル</b>	<b>50デシベル</b>
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

※平成24年3月30日付け江別市告示第45号

・騒音レベルの目安（参考）

会話が成り立つ 目安	騒音レベル	騒音の程度例
会話不可能	120dB	飛行機エンジン音 (飛行機の間近)
	110dB	自動車の警笛(前2m)
	100dB	電車通過時のガード下
	90dB	大声による独唱
会話困難	80dB	地下鉄の車内 電車の車内
会話少し大声 が必要	70dB	電話のベル 騒々しい事務所の中
楽に会話がで きる	60dB	静かな乗用車の車中 普通の会話
	50dB	静かな事務所の中
	40dB	一般住宅地 市内の深夜 図書館の中
	30dB	深夜の郊外 ささやき声
	20dB	木の葉のすれ合う音

※上記は目安であり、その場の状況や条件等により、感じ方や大きさは異なりますので、あくまで参考としてください。

・用途地域と区域の区分の関係（振動：全体）

区域の区分	都市計画法に基づく用途地域	区域の概要
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域（江別市無し） 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 <b>第1種住居地域</b> 第2種住居地域 準住居地域  <b>※騒音規制法の第1種区域＋第2種区域</b>	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第2種区域	近隣商業地域 <b>商業地域</b> 準工業地域 工業地域  <b>※騒音規制法の第3種区域＋第4種区域</b>	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

※区分ごとの用途地域は、昭和51年環大特154号「振動規制法の施行について」に基づく。なお、工業専用地域については指定地域にしないものとする。

※区域の概要に関する内容は、振動規制法施行規則別表第2の備考1に基づく。

- ・指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年総理府令第15号)別表の備考の規定による市長が定める区域

### ア 市長が定める区域の区分

上記の府令で定める基準に基づき、市長が告示により次のとおり定めている。

区域の区分	国の基準	告示で定める区域
a 区域	専ら住居の用に供される区域	第1種区域及び第2種区域 ※第2種区域にあつては、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。
b 区域	主として住居の用に供される区域	第2種区域 (a区域として定める地域を除く)
c 区域	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域	第3種区域及び第4種区域

- ・ ①の区域：第1種住居地域から商業地域に変更となることにより、騒音第2種区域→騒音第3種区域に変更、b区域→c区域へ。
- ・ ②の区域：商業地域→第1種住居地域に変更となることにより、騒音第3種区域→騒音第2種区域に変更、c区域→b区域へ。

騒音規制法第17条第1項の規定では、指定地域内で自動車騒音が要請限度を超過していることにより、周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、市町村長は都道府県公安委員会に対して改善を要請することができることとされている。その要請限度は、国が下記のとおり定めている。

### イ 自動車騒音の要請限度 (平成12年総理府令第15号)

区域の区分	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで	幹線交通を担う道路に近接する区域
a区域およびb区域のうち1車線を有する道路に面する地域	65デシベル	55デシベル	昼間 75デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	70デシベル	65デシベル	
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域およびc区域のうち車線を有する道路に面する地域	75デシベル	70デシベル	夜間 70デシベル

- ・振動規制法施行規則別表第2(道路交通振動の限度)の備考第1項の規定による市長が定める区域及び同表の備考第2項の規定による市長が定める時間

### ア 市長が定める区域の区分

上記の規則で定める基準に基づき、市長が告示により次のとおり定めている。

区域の区分	国の基準	告示で定める区域
第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	第1種区域
第2種区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域	第2種区域

※平成24年3月30日付け江別市告示第46号より

※第1種区域・第2種区域ともに、5ページの「ア 用途地域と区域区分の関係」  
で示す第1種区域と第2種区域をそのままスライドして指定している。

- ・ ❶の区域：第1種住居地域→商業地域に変更となることにより、  
**振動第1種区域→振動第2種区域に変更**
- ・ ❷の区域：商業地域→第1種住居地域に変更となることにより、  
**振動第2種区域→振動第1種区域に変更**

**イ 市長が定める時間の区分 (平成24年3月30日付け江別市告示第46号)**

- ・ 昼間：午前8時から午後7時まで
- ・ 夜間：午後7時から翌日の午前8時まで

※アとイの区分を振動規制法施行規則別表第2に当てはめると、次の表のとおりとなる。

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 翌日の午前8時まで
第1種区域	65デシベル	55デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル